学校で予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則（令和５年５月改正）によって出席停止になる主な疾病は以下のとおりです。

これらに罹患したときは、直ぐに学校に連絡し、医師の指示する期間の登校を控えてください。また、医師の指示により登校を再開するときは、「学校で予防すべき感染症による欠席者の登校届」を医師に記入してもらい、学校に提出してください。

	対象疾病	出席停止期間の基準
第１種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト 鳥インフルエンザ(※1) その他	治癒するまで
第２種	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下線の腫脹が発現後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
第３種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症(※2)	感染のおそれがなくなるまで

※1：病原体がＡ属インフルエンザで、その血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。

※2：その他の感染症（**感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症など**）は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第３種の感染症として緊急的に措置をとることができるものです。そのため、「その他の感染症」に罹患したとしても、直ちに出席停止になるということではありません。